

301587-001-1

特72-45

菅公唱歌

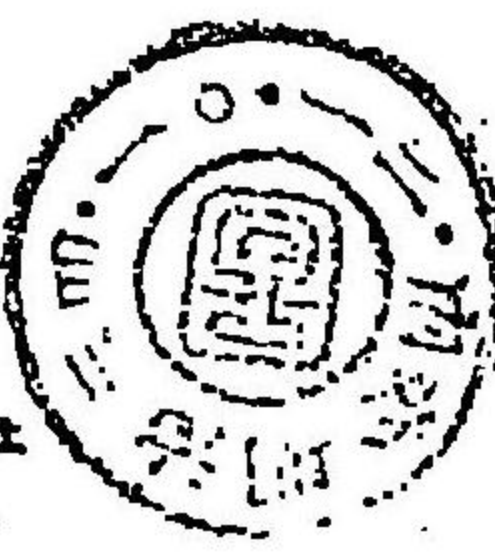
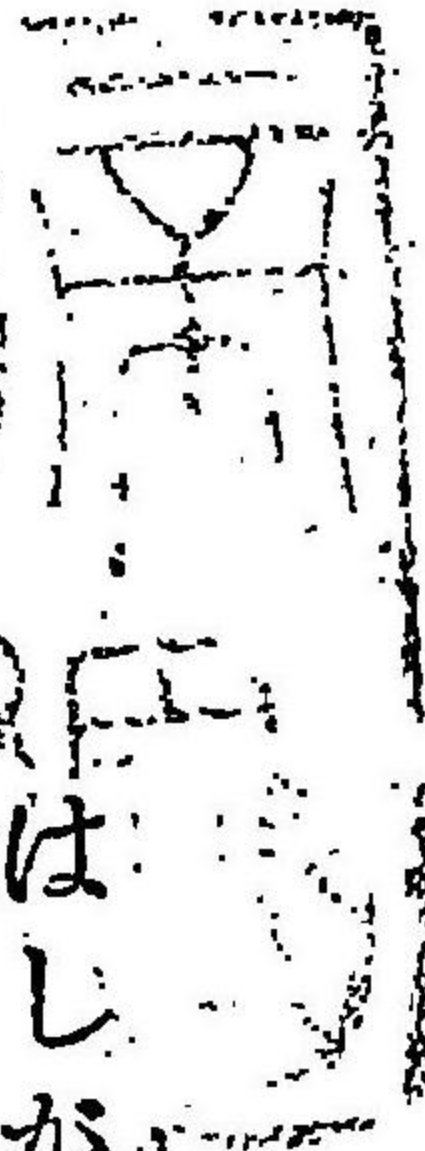
下田 歌子 / 著

M34.10

CEH-0001







余レ昔レ公ヲ信ズること茲ニ年アリさるは余ガ
 幼シ時ニ祖母の常ニ余ガ手ヲ取リて天滿宮ニ詣テつ
 公曰はるは御社は即チ昔レ公ヲ齋キ祭ル
 なり公ハ儒家より出テ、當時專横の極ニ達ス
 せる藤原氏ノ權ヲ抑ヘ善政を施シ官紀を正シ
 宇多延喜二帝をシテ能ク聖明の主ナル名ヲ萬世
 に殘サれたるみな公ガ力ナリ而シテ身ハ小
 人の讒言に遇ヒ罪無くして筑紫の配所に薨ジ給タ
 ひけれども猶モ君ヲ恨ミぬ眞心は後世に至リ

て日の如く耀けり 見よ畏こけれども 尊貴の御
墓と雖も 其徳無きは 世々祭らぬ鬼となりて
其跡とだに知るよしも無くなりぬるを ひとり背
公の如きは 千歳の今に廟食して そが御靈を祭
れる社は 國毎に多く郡毎に存せり 加ふるに
公は徳と才とを兼ね給へる御方にて 其學其識
亦歴世に並ぶ者稀なり 希くば 汝 公の徳の萬
分の一にも省え奉りて 能く忠良至誠の人となれ
かし と云はれたる 是れ 先入の主色となりて
余が公を尊崇するもととぞなりにけん されば

余は 幼き頃より 玩具の如く作れる 公が土偶
に對しても 深く尊敬の意を拂へり 余が小さき
居間には 常に 公が木像土偶を祭れりき げに
人臣の龜鑑としては 指を第一に公に屈せざるを
得ず されば 從來 我が國の古き習慣として
寺小屋に入る者は 即ち先づ 天滿天神の社に詣
て、 其成功を祈る まことに 良き風俗なりけ
るを 今は却りて さる事眞似ぶ人も無く 公を
祭れる家は 是た少なく成りぬるぞ口惜しき 然る
に 來卅五年は 公が薨後より一千年に當れるが

故に 其威徳を慕ふ者 擧りて 祭祀の大典を營
まんとす 其徳を尊び其蹟を仰ぐの餘り 大いに
公が神靈を慰めんとする また甚だよし 希くば
今一步を進めて 斯かる時機を逸すること無く
公の徳を 全国兒童の腦裡に感染せしめて 永く
神威のいやちごなるを忘れざらしめば 其れ 或
ひは公に亞ぎて 復た起る者これあらん乎 余が
知友縁の舎 亦公を尊崇するの一人なり 近頃來
りて 余に唱歌一編を賦し 神徳を頌して 以て
普くわが國民に謳歌せしめんとす 爰に至りて

余は 余が不敏を省るに違無く 遂に勧誘に應じ
て 燕辭を列ぬること爾り

明治卅四年十月

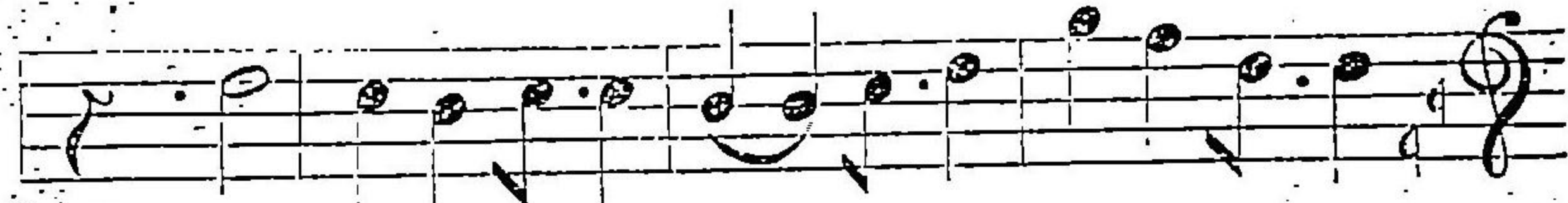
作者誌

菅 公

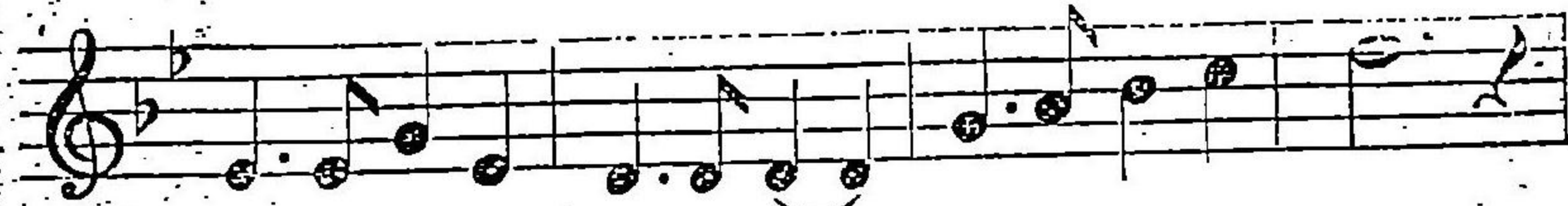
下田歌子 作歌
奥好義 作曲



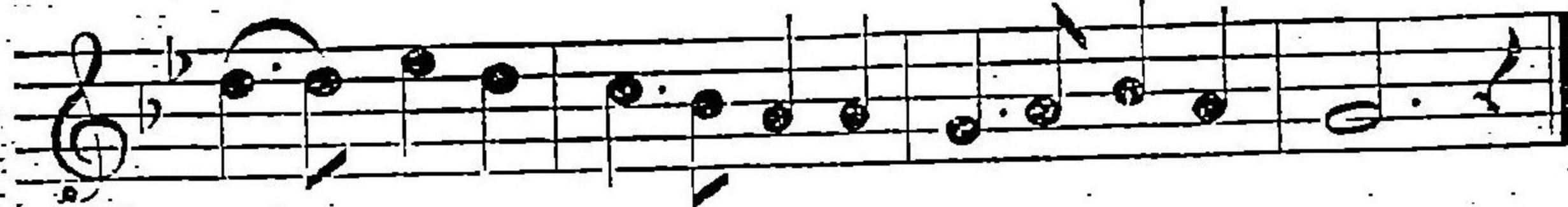
一 お ひ た ら な ほ き - す が は ら や
二 ツ - ボ ミ ナ が ラ ニ フ グ イ ク ト
三 な り か ぶ ら や の - ひ み す ぢ に
四 ヨ ナ ヘ テ シ ゲ ル - フ ヤ カ ツ テ



ま こ ミ の み ら を - ふ み の ま き
カ ナ ル ヤ ハ ル ノ - ア サ ジ ク ヨ
も - も の そ し り も し づ ま り ぬ
ヒ - カ ゲ オ ホ ヒ シ ヲ ラ ハ サ へ



く り か へ し て ぞ - し の ぼ る る
ウ タ ヒ ツ メ タ レ - カ ラ ウ タ モ
た か き ほ ま れ を - ヲ ぼ ど の の
ナ ビ ケ テ ツ ヒ ニ コ コ ノ ハ ノ



ふ - る き の き ば の う め の ぼ な
セ - ビ キ コ ト ナ ル タ マ ノ コ ケ エ
ま - と の の ま ナ に タ マ ど ノ け リ
し - ル ノ ヒ カ リ ヤ ソ ヘ ツ ラ ン

菅 公

下田歌子作歌
奥好義作曲

生立なほき菅原や
 真の道を書卷
 繰返してぞ忍ばるゝ
 ふるき軒端の梅の花

略 譜

1 短調

$\frac{4}{4}$	3. 3 6 7	1. 7 6 6	3 1 7 6	7- 0
一 二 三 四	お ツ な ヨ	ひ ー リ チ	た ホ か へ	ち ミ ぶ テ
		な ら シ	ほ が や ゲ	き ー の ー ル
			す フ ひ フ	が ク と ザ
			は イ す カ	ら ク ち ツ
				や ト に ラ
				ヲ
	6. 6 4 3	6. 7 i i	7. 7 i 7	6- 0
	ま カ も ヒ	こ チ ー カ	と ル も カ	の ヤ の ゲ
		み ハ そ カ	ち ル し ホ	か ー リ シ
			ふ ア し ワ	み サ し ラ
			の ツ ま ハ	ミ ク リ サ
				き ヨ ぬ へ
	4. 4 6 4	3. 3 3 3	6. 7 i 2	3- 0
	く ウ た ナ	り タ か ビ	か ヒ き ケ	へ ソ ほ テ
			し メ ま ツ	て タ れ ヒ
			ぞ ー ル な ニ	ー な ー ニ
			し カ ゆ コ	の ラ ば コ
				の ウ ど ノ
				る タ の へ
				る モ の ノ
	3. 3 4 3	2. 1 7 7	6. 7 i 7	6- 0
	ふ ヒ ま ハ	ー ー ー ー	る ビ と ル	さ キ の ノ
				の コ ま ヒ
				き ト な カ
				ば ナ カ リ
				の ル に ヤ
				う タ と ソ
				め マ ど へ
				の ノ め ツ
				は コ け ラ
				な エ リ ン

二 蕾の中うぼに馥郁ふくよくと

薫かそるや春はるの朝あさ月つき夜よ

うたひ初はじめたる詩うたも

響ひびことなる玉たまの聲こゑ

三 なりかぶら矢やの一筋ひとすぢに

百ひゃくの誹せいりも鎮しづまりぬ

高たかき響ひびれを弓ゆみ場ば殿どのの

的まとの中央ちゆうにとゞめけり

四 世よを經へて繁しげる藤ふじかつら

日ひ影かげおほひしうら葉はさへ

春はるの光ひかりや添そへつらん

二段

一 月つきの桂けいも折をるばかり

吹ふ起たしたる家いへの風かぜ

など中空ちゆうくうに隔へだてけん

世よの浮う雲くもぞ恨うらめしき

二 しがらみ絶えて流れ行く
みくづを止むる人もなし
我身ひとつの秋の空
心つくしの磯やかた
三 去年の今宵の後の宴
清涼殿の玉の床
恩賜の御衣の移り香を
猶身にしまめて忍ぶ艸

四 思ひの艸は枯れなくに
憂には洩れぬ玉の緒の
長からざりし夏刈の
あしかる世こそ悲しけれ

三段

一 ほすよしも無き濡衣の
涙の淵に朽ちたれど
君を恨みぬ白玉の
清き心は海ならず

二 たゞよふ水の底までも
 照らさん月をあかしにて
 眞如の影をこゝながら
 隈無き軒にながめけん
 三 一夜の松の深緑
 空飛梅の花の色
 君が誠は斯ばかり
 非情の木にも及びけり

四 臣の鑑と萬代に
 かゝやく光天に満つ
 神の御績威を語りつき
 云ひづきてこそ仰ぐなれ

四段

一 あやに尊き神徳を
 天皇も御みづから
 幣帛さへげて畏くも
 齋き祭らせ給ひけり

二 浦に潮くむ海人の子も
 峯に炭やく賤の男も
 ふみの山口入りたてば
 先づこの神を拜むなり
 三 冤の罪にしづみたる
 幾その人のいかばかり
 仰き畏みか寄り来て
 神のみかげにかくるらん

四 げに人間の種ならぬ
 神の御末に千早ふる
 神の模型と在れ出で
 世を救ひます神の徳

菅公畧傳

或人菅公を激賞して曰く、「菅公の前に菅公無く、
菅公の後に菅公無し」と、此語甚だ過ぎたるが如
くなれども、また實に能く公を讚し得たるものと
云ふべし。公、生きては忠良の臣と稱せられ、死
しては威靈の神と仰がる。文は和漢を兼ね、武も
亦人の後へに立たず。品行方正志操卓然、上は輔
弼の任を全くし、下は治民の職をつくせり。而し
て纒者の爲に誣ひられて、身は流竄の謫居に終れ

ども、絶えて、一の怨言無く、能く天命に安んじて、死を見ること生に歸するが如くなりき。嗚呼、菅公は眞に才徳兼備文質彬彬たる希世の君子なるかな。

菅公の祖先は、天徳日命より十四世の孫、野見宿禰に出づと云へり。其れより、十一世の孫、古人に至り、始めて菅原の姓を賜へり。古人より三世、即ち菅公の父を是善といふ。世々、儒學を以て事へらる。菅公名は道眞、幼名は阿呼、母は伴氏なり。仁明天皇の朝、承和十二年六月廿五日平安菅原

院に生れぬ。菅公幼にして、既に英才の名蹟々たり。父是善、公十一歳の年、島田忠臣をして詩を作ることを試みしむ。公即ち月夜見梅華の一首を賦して曰く、

月耀如晴雪、梅花似照星、可憐金鏡轉、庭上玉芳馨。公、性梅花を愛ず。是れ公が志の清く氣高きに似たるに依るならんとぞ云ひ傳へたる。斯くて、公、年十七八歳の頃には、詩に文に巧妙を極め、大人をして常に舌を卷かしめければ、或時、某家の賭弓に、同輩の少年等、強ひて公を立たしめ、射手

の一人に撰せんびぬ。いで今日けふこそは、日頃ひごろ文壇ぶんだんに延のばしたる、高慢かうまんの鼻はなをひしぎくれんと、各々おのづから手てぐすねを引ひきて、其拙そのつたなき業わざ見みんとて待まちちかまへ居ゐたり。然しかるに、公こうは、徐々しゆしゆと射場いばに臨のぞみ、少すこしもをめたる氣色けしき無く、さし詰つめて射いる矢や、其定そのまめの數かず満みつる迄まで、正せい鶴こに射いあてたりければ、さしもに意い地ち悪わるき少年せうねん等らも、皆みな悉ことごとく驚嘆おどろして、げに、公こうは人間けんにはあらず、全まったく神かみの化身けしんなればこそ斯かく生なれながらにして、文武ぶんぶの業わざには秀いでられたるなめれと談かたり合あひ、云いひ傳つたへけりとぞ。

公こうが、加冠かかんの宴えんに、母伴ははとも氏の詠よまれたる歌うた久ひさかたの月つきの桂かつらも折をるばかり家いへの風かぜをも吹ふかせてしかな。公こうは、母ははの願ねがひに協あひ、官くわんを累かさねて榮進えいしんせられぬ。恰あたかもよし。英明えいめいなる宇多うた天皇てんの位くらに即つかせ給たまふに及および、累かさりに、公こうが官職くわんしやくを進すすめ、遂つひに政せいの樞機しゆきを、公こうに委ゆたね給たまへり。斯かて、寛平くわんぺい九年くわんぺい、帝てい位くらを皇太子くわうたいに譲ゆづり給たまふ時とき、願ねがくば、公こうを見みること、猶父なほちちの如ごとくなれと宣のたまひ給たまひし程ほどなれば、新帝しんていも亦また、公こうを遇あし給たまふこと甚はなだ厚あつく、昌泰しやうたい二年にん、公こうは右大臣うでじんに任まぜられて、左大臣さじん藤原ふじわら時平ときへいと、も

に、政を執り給ひき。然るに、公は、儒臣より出
で、上皇の殊遇を得、官大臣に進める、其當時に
ありては、まことに、異数のことなるに、公は深く
先帝の叡慮を體して、隱然藤氏の專横を抑へ、大
いに、心を民治に注がれければ、朝野の名望、遙
かに時平の上にある。時平は、もと世才に長けて、
徳少なきの人、其學識より徳行より、到底、公の
足下にも及ぶべきにあらねば、身、歴代、名門の
家に生れて、其勢力、却りて、公が下風に立つを憤
り、黨を結び族を集め、竊に、公を倒さんとする

の隱謀あり。公も、亦是れを知るが故に、三たび、
右大臣を辭して聽れず。更に太政大臣の内詔を固
辭し、漸く退隱の志しありと雖も、猶其時を得ず
して、心ならずも、小人と袖を、朝廷に列ね給ひ
ける。是是非も無き。されば、同三年九月十日、重陽
の後宴に、清涼殿に侍し給ひし折、君富春秋臣漸
老、恩無涯岸報猶遲、といへる詩句をも詠じ給ひ
けるなり。さても、翌延喜元年正月七日に、公は
從二位に進み給ひしが、同月廿五日、突然太宰權
帥に左遷せられ給ひぬ。其時、

流れ行く我れはみくづと成りぬとも君しがら
みとなりてとゞめよ。と、宇多法皇の御もとへ詠
みて奉られしかば、法皇いたく驚かせ給ひて、直
ちに、内裏に赴かせ給ひ、帝に請ひて、其遠流を
とゞめんとせさせ給ひしかども、藤原菅根等は、
勿躰無くも、固く拒みて入れ奉らざりしかば、法
皇は、終日御座を陣頭に敷きて、其所に在し、さ
まづに申し請はせ給ひけれども、聞かるべくも
あらねば、空しく還幸あらせ給ひき。是時、延喜
の帝は、僅かに、御年十七に渡らせ給ひければ、

萬づ、臣下の云ふがまゝに成りぬるこそ是非なけ
れ、斯くて、二月一日といふ日、公は、筑紫の太
宰府へ下らんとて、兼ねて愛翫し給ひける、庭前
の梅を見て、
東風吹かば匂ひおこせよ梅の花あるじ無しと
て春を忘るな。世に傳ふ。此梅、自づから根を抜
きて、公が配所の庭に生ひかはりたり。又、驛路
の宿りにありける松を賞し給ひければ、同じ、形
ちの松一夜に、軒近く生ひ出でたりとぞ。こは、
もとより、受け難き説にして、取るに足らねども、

斯くまで、公が徳の奇しく怪しき迄のしるしありける様に、言ひ傳へたる、また以て、其聲望のこよなきを知るに足るべし。

月のあかりける夜、筑紫の配所に於て、海ならずたゞよふ水の底までも清き心は月ぞ照らさん。又九月十日の夜に、

去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣今在此、捧持毎日拜餘香、偉大の功は抹殺せられて、却りて冤の罪に沈み、仇波かくる浦の筈屋に、身の濡衣を乾すよしも無き苦しさを、つゆ恨みの色に

出でずして、猶君を戀ひまゐらせ給へる、やさしき公が心こそ、まことに、君々たらずとも、臣は以て臣たらざるべからず。の古語にもよそへられて、千歳の後の今だに、悲しくも將た、尊くはありけれ。又公の詩に、

合掌歸依佛、廻心學習禪

とあるを見れば、公も亦、佛法に歸依して、竊かに安神立命の道をや講ぜられけん。公、謫居に在すること、三年、延喜三年二月廿五日、太宰府の配所に薨じ給ひけるぞ畏き。されど、公が薨去の後、二十年を経て、

延長三年、本官に復せられ、村上天皇の天曆元年
 七月、右近の馬場に、公の廟を建てられたり。是
 今の北野の神社なり。後更に、從一位太政大臣を
 贈らせ給ひ、神徳を長く無窮に傳へ給ひぬ。

明治三十四年十月十日印刷
 明治三十四年十月十三日發行

正價金六錢



著作者 東京市麴町區永田町一丁目六番地 下田歌子
 作曲者 東京市牛込區市ヶ谷加賀町二丁目廿四番地 奧好義
 發行者 東京市麻布區飯倉町四丁目六番地 杉村好一郎
 印刷者 東京市牛込區市ヶ谷加賀町二丁目十二番地 戶上義章
 印刷所 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地 株式會社秀英舍第一工場

發行所 大販賣店

東京市麻布區飯倉町四丁目六番地
 東京市神田區表神保町一番地

益世堂
 東京堂

216
653

